

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁照

新型コロナウイルス感染症対策にかかる 緊急税制改正要望

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るう中、わが国のすべての医療機関は新型コロナウイルス感染症患者の受入と協調しての連携、並びに拡大防止に向けて最大限の対応を行っております。医療機関の経営破綻を防ぎ、医療体制を維持・確保するためには、医療機関に対する税制を含めた各種の支援措置が不可欠です。

病院における新型コロナウイルス感染拡大による経営面での影響が甚大であることは『新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況緊急調査(最終報告) [日病、全日病、医法協]』においても明らかです。したがって日本医療法人協会は、通常の税制改正要望とは別に、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急税制改正要望を急ぎ取り纏めましたので、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

(別 紙)

I 新型コロナウイルス感染症に関する 補助金・寄附金等の税制措置

新型コロナウイルス感染症に関連した、医療機関が給付を受ける補助金等につき非課税とすること。

また、新型コロナウイルス感染症に関わる、医療機関に行われた寄附につき、寄附者の所得控除、損金算入枠の拡充、並びに医療機関の受贈益を非課税とすること。

[理 由]

- 1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外来・入院患者が大きく減少した結果、医療機関の経営状態並びに財政状態は著しく悪化している。この状況下において、地域医療の崩壊を防ぎ、医療提供体制を維持・確保するためには、医療機関に対する財政的補助が不可欠である。この際、財政的補助の実効性を担保するため、医療機関に給付される補助金等につき、非課税として取り扱われたい。なお、既に給付された補助金等については遡って非課税とする事を要望する。
- 2) 新型コロナウイルス感染症に立ち向かった医療機関に対して、国民や企業から現物を含めて寄附が寄せられている。この寄附が課税となった場合、寄附者の意図が減じてしまうと同時に、受領した医療機関側で課税が生じると寄附を受領できない（現物の寄附を受けて納税すると現金流出となってしまう）ケースも発生しかねない。このような事態を回避するため、医療機関への寄附について税制優遇を求めるとともに、既になされた寄附につき遡って税制優遇を求める。なお、今後新型の感染症がいつ発生するかわからないことから、寄附に関する税制優遇は恒久措置を求める。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響による 税金等の納付猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、この猶予期間を1年以上とすること。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、新型コロナ税特法という)第3条関係)

[理 由]

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金や社会保険料を一時に納付することができない場合には、申請を行うことで、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められることとなった。

患者数の減少や病床稼働率の低下、新型コロナウイルス感染症対策としての設備投資の増加により損益並びに財政が悪化している医療機関の資金繰りに対し、税金や社会保険料の納付猶予や延滞税の免除は有効な支援策となる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息は未だ先が見通せず、事態の長期化が見込まれる中で、猶予期間が1年以内では支援策として十分とは言いがたい。よって、より長い期間での、納付の猶予および延滞税の免除を要望する。

Ⅲ 欠損金の取扱いの拡充

欠損金の繰戻還付制度の適用対象法人の制限を撤廃し、全ての法人が当該制度を利用できるようにするとともに、遡って法人税等の還付請求ができる期間を5年程度に大幅に拡大すること。また、地方税についても同様の措置とすること。

併せて、欠損金の繰越期間についても延長すること。

(新型コロナ税特法第7条～9条関係)

[理 由]

欠損金の繰戻還付制度については、従来中小企業者等が対象とされていたが、今般のコロナ禍の影響を考慮して令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に限って対象法人が拡大する特例が設けられた。感染症による病院の経営状況悪化はいつでも生じうるものであり、期間を制限することなく、全ての法人が欠損金の繰戻還付制度を常に利用できるように制度改正すべきである。また、還付請求するための遡り期間が1年に限られており、これでは過払いとなった過去の法人税等の還付を十分に受けられない可能性があるため、遡り期間を5年程度に延長することを要望する。

なお繰戻還付制度がない法人事業税や法人住民税といった地方税についても、同様の措置を講ずるべきである。併せて、欠損金の繰越期間についても延長を要望する。

IV 感染対策のための設備投資、消耗品等の支出への 税制上の支援措置

新型コロナウイルス感染症対策の設備投資等につき、即時償却又は税額控除、償却資産税の全額減免、消費税相当額の補助等の、税制上の優遇を図ること。

[理 由]

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、人工心肺装置等をはじめとする設備投資、マスクや防護具、消毒薬等の支出が増加している。これら設備投資等については、事前に計画された投資ではなく、新型コロナウイルス感染症対策として喫緊の必要性に迫られて購入したものであり、資金的裏付けのないまま購入している。このような設備投資については、即時償却又は税額控除、償却資産税の全額減免、消費税相当額の補助等の、税制上の優遇を図るべきである。なお、既に感染対策としてなされた支出については、遡って税制上の措置を行うべきである。